

JAおやま

サマーキャンペーン



©ちよリス

キャンペーン期間 平成30年6月1日(金)～平成30年7月31日(火)

新たな資金で20万円以上
定期貯金をご契約いただいたお客様に・・・

特典1

スーパー定期または大口定期貯金の特別金利



※同時お申込みも含ます

JAカードをお持ちのお客様※

年0.05%

(税引後 年0.039%)

JAカードを
お持ちでないお客様

年0.03%

(税引後 年0.023%)

【参考：平成30年6月1日現在の店頭金利（スーパー定期1年…0.01%、大口定期貯金1年…0.01%）】



特典2

抽選で先着2,200名様に
企業とのコラボ★ちよリスグッズプレゼント

＼夏のお出かけ・レジャーに便利！／

1等



MILESTO × ちよリス
保冷トートバック

2等



HELMi nordic line × ちよリス
フードコンテナセット

3等



LION × ちよリス
食器用洗剤Magica

※プレゼントは一人様1点（1回限り）とさせていただきます。商品は充分にご用意しておりますが、数量に限りがありますので、無くなり次第終了とさせていただきます。詳しくは、お近くの支店窓口または渉外担当者にお尋ねいただくか、ホームページにてご確認ください。

商品名：スーパー定期、大口定期貯金
お預入金額：20万円以上
(原則、新規でお預入れいただく資金に限ります)
お預入期間：1年（自動継続のみ）
対象者：個人のお客様

【キャンペーン金利について】

- ①取扱期間内であっても、金融情勢の変動によりお取扱いを変更または中止する場合があります。原則として中途解約はできません。中途解約した場合には、キャンペーン金利は適用されず、預入時の店頭表示金利を基準にした当JA所定の中途解約利率が適用されます。
- ②利息には20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税がかかります。（※平成49年12月31日までの適用となります。）
- ③満期時のお取り扱いについて、当商品は自動継続扱いとなりますので、満期日（継続日）におけるスーパー定期貯金・大口定期貯金店頭表示金利を預入期間及び預入金額に応じて適用し、その金利は満期日まで適用いたします。

お問い合わせ・ご相談は、お近くのJA窓口までお気軽にお尋ね下さい。

JAおやま

<http://www.ja-oyama.or.jp/>

裏面もご覧ください ▶

大谷支店：27-0298	寒川支店：38-1003	大谷北支店：22-0519	石橋支店：53-1344
大谷南支店：28-0013	中支店：38-0004	絹支店：49-1212	国分寺支店：44-1115
間々田支店：45-1210	穂積支店：38-2002	桑支店：22-0980	野木支店：(0280)56-0083
生井支店：45-0581	豊田支店：37-0003	小山支店：22-0010	

商品概要説明書

「JAおやま サマーキャンペーン2018」特別金利定期貯金

(平成30年6月1日～平成30年7月31日 適用)

1. 商品名	・スーパー定期貯金<単利型>、大口定期貯金
2. 販売対象	・個人
3. 期間	・1年 定型方式(自動継続のみのお取扱いになります。)
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・スーパー定期貯金…20万円以上、大口定期貯金…1,000万円以上 ※いずれも原則、新規資金でのお預入れになります。 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・キャンペーン金利として当JAで申し込まれたJAカードを所有の方および当キャンペーン商品をご契約と同時にJAカードを申し込まれた方は0.05%の利率、またJAカード未所有の方は0.03%の利率を当該満期日まで適用します。 ※自動継続後はこの定期貯金の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税がかかります。※平成49年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭に表示しています。または、窓口にお問い合わせください。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組み入れられます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ・スーパー定期貯金のみマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、キャンペーン金利を適用せず預入日の店頭金利に戻し、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ○「スーパー定期貯金(単利型)」 ① 預入期間が6か月未満 解約日における普通貯金の利率 ② 預入期間が6か月以上1年未満 預入日の店頭表示利率×50% ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 ○「大口定期貯金」 (1) 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合 次のA、BおよびC(Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、もっとも低い利率とします。 A 解約日における普通貯金の利率 B 約定利率－約定利率×30% C 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。 (2) 預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率(Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率とします。 A 約定利率－約定利率×30% B 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ ・中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額(支払済の利息合計額)と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。
10. 貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息・要求払い・決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. 苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または企画管理部 内部統制課(電話:0285-25-3710)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、栃木県農業協同組合中央会が設置・運営する栃木県JAバンク相談所(電話:028-616-8555)でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 【埼玉弁護士会】(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記栃木県JAバンク相談所にお申し出ください。)
12. その他参考となる事項	満期日以降の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくはお近くの支店窓口へお問い合わせください。